

## 土地利用基本計画制度に関する検討会開催要領

### 1 目的

国土利用計画法（以下「国土法」という。）は、昭和 49 年（1974 年）、土地の投機的取引の増大、乱開発による自然環境の破壊等を背景に、国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成及び土地取引の規制等を目的として制定された。

国土法施行以来 40 年が経ち、国土利用をめぐる状況は、法制定当時から大きく変化し、人口減少社会の到来に伴う土地開発圧力の低下、東日本大震災をはじめ相次ぐ自然災害の経験による国民の安全・安心に対する意識の高まりや巨大災害発生リスクの高まり等の課題が生じている。平成 27 年 8 月に閣議決定された第 5 次国土利用計画（全国計画）では、こうした課題に対応するための措置の一つとして、土地利用基本計画を通じた土地利用の総合調整の積極的な実施が盛り込まれている。また、現行の土地利用基本計画の運用においては、都市地域等 5 地域を総合調整する機能が形骸化している例も散見され、上に述べた社会情勢の変化を踏まえて制度のあり方を見直すべきとの意見もある。

一方、地域の自主性の尊重や行政効率化の観点からは、平成 27 年地方分権改革に関する提案募集等の場において、都道府県の計画策定の際に義務づけられている国との協議のあり方の見直し等が指摘されている。

これらの問題意識を踏まえ、土地利用基本計画の制度・運用の今後のあり方について検討を行う。

### 2 委員

- (1) 委員長及び委員は別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (3) 委員の任期は平成 28 年 12 月 31 日までとする。
- (4) 委員長は必要に応じ委員長代理を指名することができる。

### 3 公開

- (1) 検討会は、原則公開とする。
- (2) 検討会の会議資料、議事要旨等は、個人又は法人に関する情報を除いた上で、原則公開するものとする。

#### 4 個人情報の保護

委員及び2（2）に定める者は、検討に際して知り得た情報のうち、個人又は法人に関する情報について他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

#### 5 事務局

検討会に係る事務は、国土交通省国土政策局総合計画課において処理する。

#### 6 雑則

この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。